

金沢市障害福祉職員キャリアアップ支援事業費補助金交付要綱制定について

制定理由

本市の障害福祉職員の定着及び資質向上を図るため、障害福祉サービス事業所等を運営する事業者に対し、キャリアアップ支援に要する費用に補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。

金沢市障害福祉職員キャリアアップ支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

金沢市長 村山 卓

金沢市障害福祉職員キャリアアップ支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉職員の定着及び資質向上を図るため、障害福祉サービス事業者が行うキャリアアップ支援に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害福祉サービス事業者 次のアからクまでに掲げる事業のいずれかを行う法人をいう。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この号において「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業

イ 法第5条第18項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業

ウ 法第5条第26項に規定する移動支援事業

エ 法第5条第27項に規定する地域活動支援センターを運営する事業

オ 法第5条第28項に規定する福祉ホームを運営する事業

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通

所支援事業

キ 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業

ク 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援を行う事業

(2) キャリアアップ支援 本市の区域内の事業所において前号アからクまでのいずれかの事業を行う障害福祉サービス事業者が、障害福祉職員に対して、より高い職位、職責又は職務内容を担うための資質の向上又は資格の取得を支援することをいう。

(3) 障害福祉職員 障害福祉サービス事業を行う事業所に勤務する従業者のうち、施設長及び管理者を除いた従業者であって、本市の区域内の事業所に勤務する職員をいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号及び第4号のいずれにも該当するキャリアアップ支援を実施する障害福祉サービス事業者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(1) 障害福祉サービス事業者が別に定める法人等から講師を招へいし、又は当該法人等に委託して障害福祉職員のキャリアアップ支援を目的とした研修事業を実施すること。

(2) 障害福祉職員の資格取得等に関する研修への派遣事業を行うこと。

(3) 当該事業が当該年度内に完了すること。

(4) 他制度による補助金を受けていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、事業に要する費用（障害福祉サービス事業者が支出した経費であって、補助事業の遂行に必要な経費とし、別表に掲げるものとする。）の額の2分の1に相当する額以内の額とし、その額は、1事業者当たり100,000円を超えないものとする。

(適用除外)

第5条 市長は、市税を滞納している障害福祉サービス事業者には、補助金を交付しない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第4条関係）

補助対象経費	内容等（消費税を含む。）
報償費	講師などに対する謝礼

負担金	資格取得に係る受講料等
消耗品費	活動に必要な物品、事務用品等
印刷製本費	資料、パンフレット、冊子等の印刷費
使用料及び賃借料	研修会場等の会場の使用料又は機器若しくは物品の借上料
その他	上記以外で事業に必要であると市長が認めるもの